



# 鳥取県公報

平成 20 年 4 月 30 日 (水)  
第 7 9 8 6 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

◇ 告 示	貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務の委託 (321) (財源確保室) . . . . . 2
	収入証紙の小売りさばき人の届出事項の変更 (322) (指導管理課) . . . . . 2
	生活保護法による指定介護機関の変更の届出 (323) (福祉保健課) . . . . . 2
	生活保護法による居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業の廃止の届出 (324) (〃) . . . . . 3
	生活保護法による介護機関の指定 (325) (〃) . . . . . 3
	身体障害者福祉法による医師の指定 (326) (障害福祉課) . . . . . 5
	障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定 (327) (〃) . . . . . 5
	平成 20 年度森林整備業務等制限付一般競争入札の調達公告に係る共通事項 (328) (林政課) . . . . . 6
	建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (329) (県土総務課) . . . . . 8
	建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等 (330) (〃) . . . . . 15
	土地改良区の役員の就任 (331) (東部総合事務所農林局) . . . . . 20
	土地改良法による換地処分 (332) (中部総合事務所農林局) . . . . . 20
◇ 公 告	警備業務に係る検定合格者審査の実施 (警察本部生活安全企画課) . . . . . 21
◇ 調達公告	落札者の決定 (警察本部会計課) . . . . . 22

# 告 示

## 鳥取県告示第 321 号

地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 158 条第 1 項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第 2 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県林業改善資金貸付金（平成元年度貸付決定番号 1 - 1 - 3 - 6 号に係るものに限る。）

3 委託年月日

平成 20 年 4 月 10 日

## 鳥取県告示第 322 号

鳥取県収入証紙規則（昭和 39 年鳥取県規則第 17 号）第 12 条第 3 項の規定に基づき、収入証紙の小売りさばき人から次の事項を変更した旨の届出があったので、告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

指定番号	名称	変更事項	変更前	変更後	変更年月日
73	株式会社山陰 合同銀行倉吉 駅前出張所	小売りさばき人 の名称	山陰合同銀行 倉吉駅前支店	山陰合同銀行 倉吉駅前出張所	平成 20 年 4 月 21 日

## 鳥取県告示第 323 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から事業所の名称又は所在地を変更した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日 翔会	日野郡日野町根雨 909-1	医療法人社団日翔会 おしどり荘訪問介護 事業所	日野郡日野町根雨 899 - 1	平成 20 年 4 月 1 日

## 2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	医療法人社団日翔会 おしどり荘訪問介護事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 20 年 4 月 1 日

## 3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	変更年月日
医療法人社団日翔会	日野郡日野町根雨 909-1	日翔会居宅介護支援事業所	日野郡日野町根雨 899-1	平成 20 年 4 月 1 日

## 鳥取県告示第 324 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 の規定に基づき、指定介護機関から居宅介護事業、介護予防事業及び居宅介護支援事業を廃止した旨の届出があったので、同法第 55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 1 居宅介護事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業者の名称	居宅介護事業者の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町 347	平成 20 年 3 月 31 日

## 2 介護予防事業者

名 称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	廃止年月日
鳥取医療生活協同組合	鳥取市末広温泉町 566	すえひろ生協診療所	鳥取市弥生町 347	平成 20 年 3 月 31 日

## 3 居宅介護支援事業者

名 称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	廃止年月日
社会福祉法人鳥取県厚生事業団	鳥取市伏野 2259-43	三津白寿苑	鳥取市三津 869-7	平成 20 年 3 月 31 日

## 鳥取県告示第 325 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 1 項の規定に基づき、介護機関を指定したので、同法第

55 条の 2 の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1 居宅介護事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護事業所の名称	居宅介護事業所の所在地	居宅介護事業の種類	指定年月日
ふかはんサービス有限会社	鳥取市賀露町北三丁目 9-23	しおさいデイサービス	鳥取市賀露町北二丁目 11-25	通所介護	平成 20 年 4 月 1 日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日野町下石見 2315	グループホーム虹の郷	日野郡日野町生山 346-1	認知症対応型共同生活介護	〃
〃	〃	認知症デイサービスセンター虹の郷	〃	認知症対応型通所介護	〃
社会福祉法人温和会	鳥取市吉岡温泉町 52-1	小規模多機能施設さとに暖の里	鳥取市里仁 54-1	小規模多機能型居宅介護	平成 20 年 4 月 14 日

2 介護予防事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防事業所の名称	介護予防事業所の所在地	介護予防事業の種類	指定年月日
ふかはんサービス有限会社	鳥取市賀露町北三丁目 9-23	しおさいデイサービス	鳥取市賀露町北二丁目 11-25	介護予防通所介護	平成 20 年 4 月 1 日
社会福祉法人日南福祉会	日野郡日野町下石見 2315	グループホーム虹の郷	日野郡日野町生山 346-1	介護予防認知症対応型共同生活介護	〃
〃	〃	認知症デイサービスセンター虹の郷	〃	介護予防認知症対応型通所介護	〃

3 居宅介護支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	居宅介護支援事業所の名称	居宅介護支援事業所の所在地	指定年月日
長谷川千鳥	米子市富益町 4340	長谷川居宅介護支援事業所	米子市大崎 1734-5	平成 20 年 3 月 1 日
医療法人アスピオス	鳥取市吉方温泉一丁目 653	居宅介護支援事業所風紋館	鳥取市立川町五丁目 312-1	〃

4 介護予防支援事業者

名称	主たる事務所の所在地	介護予防支援事業所の名称	介護予防支援事業所の所在地	指定年月日
若桜町	八頭郡若桜町大字若桜 801-5	若桜町包括支援センター	八頭郡若桜町大字若桜 801-5	平成 20 年 3 月 1 日

## 鳥取県告示第 326 号

身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）第 15 条第 1 項に規定する医師を指定したので、鳥取県身体障害者福祉法施行細則（平成 6 年鳥取県規則第 17 号）第 3 条の規定により、次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

診療科目	診断に係る障害の範囲	氏 名	勤 務 先
循環器科	心臓機能障害	森谷 尚人	鳥取市尚徳町117 鳥取赤十字病院
整形外科	肢体不自由	小畑 哲哉	東伯郡三朝町山田690 鳥取県中部医師会立三朝温泉病院
内科	じん臓機能障害	山本 了	倉吉市東昭和町150 鳥取県立厚生病院
整形外科	肢体不自由	橋本 達宏	〃
〃	〃	榎田 誠	米子市西町36-1 鳥取大学医学部附属病院
内科	じん臓機能障害	佐藤 暢	米子市旗ヶ崎七丁目17-8 医療法人清生会谷口病院附属診療所東伯サテライト
外科	ぼうこう又は直腸機能障害、小腸機能障害	大井 健太郎	鳥取市江津730 鳥取県立中央病院
泌尿器科	じん臓機能障害、ぼうこう又は直腸機能障害	森實 修一	〃

## 鳥取県告示第 327 号

障害者自立支援法（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定に基づき、指定自立支援医療機関を指定したので、同法第 69 条の規定により次のとおり告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

開設者の氏名又は名称	開設者の住所	指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	自立支援医療の種類	指定年月日
山本 栄	倉吉市宮川町二丁目 76	山本内科医院	倉吉市宮川町二丁目 76	育成医療 更生医療	平成 20 年 3 月 19 日

株式会社保健企画 代表取締役 中嶋 直己	鳥取市青谷町 絹見194	ひまわり薬局	鳥取市末広温泉 町574	育成医療 更生医療 精神通院医療	平成20年 4 月 1 日
有限会社たむら薬 局 代表取締役 下田 宗人	鳥取市西町三 丁目311	みなみ薬局	鳥取市富安一丁 目76	育成医療 更生医療	平成20年 5 月 1 日
株式会社アウル調 剤 代表取締役 乃美 和彦	広島県府中市 元町9-1	杏薬局	倉吉市上井町一 丁目137	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃
有限会社アライブ 薬局 代表取締役 田中 伸生	境港市上道町 3052-1	アライブ薬局 上道店	境港市上道町 3052-1	〃	〃
岩本 陽子	八頭郡八頭町 船岡563-3	いわもと薬局	八頭郡八頭町坂 田350-7	育成医療 更生医療	〃
有限会社きしだ 代表取締役 岸田 茂	八頭郡八頭町 宮谷221-2	きしだ薬局	八頭郡八頭町宮 谷221-2	育成医療 更生医療 精神通院医療	〃

#### 鳥取県告示第 328 号

平成 20 年度において県が発注する森林整備業務（植栽、下刈、枝打ち、間伐等の施業をいう。）及び松くい虫駆除業務（以下「森林整備業務等」という。）の委託に係る制限付一般競争入札（地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「自治法施行令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定により参加者の資格を定めて行う一般競争入札をいう。以下同じ。）に参加する者に必要な資格、入札手続等については、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによるものとする。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる要件のすべてを具備していなければならない。
  - (1) 自治法施行令第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 県内に事務所を有する事業者であること。
  - (3) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和 40 年 1 月 30 日発出第 36 号）第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、鳥取県森林整備事業等制限付一般競争入札試行実施要綱（平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016712 号鳥取県農林水産部長通知。以下「試行実施要綱」という。）第 4 条第 1 項の規定による届出（以下「届出」という。）を行ったものであること。ただし、鳥取県森林整備事業等取扱要綱（平成 18 年 5 月 22 日付第 200600016713 号鳥取県農林水産部長通知）第 3 条第 1 項の規定により森林整備事業等の指名競争入札参加に必要な届出書を提出している事業者は、試行実施要綱第 4 条第 1 項の規定による届出を行ったものとみなす。
  - (4) 調達公告に定める当該入札の開札日が、鳥取県知事から指名停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、指名業者に選定しないこととする措置をいう。）を受けた期間に含まれていないこと。
  - (5) 調達公告を行う日から当該入札の開札日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

- (6) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係があるものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうち、当該入札に係る業務（以下「発注業務」という。）の現場代理人又は専門技術者としてその履行期間中配置することができる技術者（次のいずれかの資格又は要件を具備する者に限る。）を有していること。
- ア 技術士（森林部門について、技術士法（昭和 58 年法律第 25 号）第 6 条に規定する技術士試験の第 2 次試験に合格し、技術士登録簿に登録された者をいう。）
  - イ 林業普及指導員（森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 187 条に規定する者をいう。）
  - ウ 林業改良指導員（森林法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 20 号）による改正前の森林法第 187 条第 5 項に規定する者をいう。）
  - エ 林業技士（社団法人日本森林技術協会の実施する林業技士養成研修のうち林業経営部門又は林業機械部門の研修を受講し、かつ、同協会理事長の定める林業技士登録者名簿に登録された者をいう。）
  - オ 林業作業士（林業労働力の確保の促進に関する法律（平成 8 年法律第 45 号）第 11 条の規定により指定された林業労働力確保支援センターが実施する林業就業者リーダー養成研修を修了し、同センターに林業作業士として認定された者をいう。）
  - カ 専門的な指導監督を含めた森林整備業務等の実務経験が年間 150 日以上かつ 10 年以上に達する者
- (7) 他の入札者と次のいずれかの関係にある者でないこと。なお、当該関係にある者の入札は、無効とする。ただし、入札執行の完了に至るまでに当該関係にあることが判明し、当該関係にある者のうち、一者を除くすべての者が入札を辞退した場合には、当該入札を辞退しなかった者の入札は無効としないものとする。
- ア 一の入札者（その代表取締役を含む。以下同じ。）が他の入札者の議決権保有者（その会社の総株主又は総社員の議決権の 4 分の 1 を超える議決権を保有する者をいう。以下同じ。）である関係
  - イ 一の入札者と他の入札者が、同一の会社の議決権保有者である関係
  - ウ 一の入札者の代表取締役（会社更生法第 67 条第 1 項又は民事再生法第 64 条第 2 項の規定により選任された管財人を含む。以下同じ。）が他の入札者の代表取締役を兼ねている関係
  - エ その他アからウまでの関係に準ずる関係
  - オ 入札参加者が、森林組合法（昭和 53 年法律第 36 号）第 4 条に規定する組合である場合は、アにおいて「代表取締役」を「代表理事」と、ウにおいて「一の入札者の代表取締役」を「一の入札者の代表理事」と、「他の入札者の代表取締役」を「他の入札者の代表取締役又は代表理事」と読み替えるものとする。
- 2 当該入札は、次に定めるところに従って行う。
- (1) 入札参加者は、入札書を作成し、調達公告で定める入札日時までに発注機関に提出すること。
  - (2) 契約に当たっては、入札書に記載された入札金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免税業者であるかを問わず、見積もった金額（以下、「入札見積金額」という。）の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
  - (3) 落札者は、発注業務の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格以上のものに限る。以下「最低価格」という。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。
  - (4) 不落札による再度入札の回数は、2 回までとする。
  - (5) 入札においては、鳥取県会計規則（昭和 39 年鳥取県規則第 11 号。以下「会計規則」という。）第 129 条に規定する最低制限価格を設定しており、これを下回る入札金額を記載した者は、失格とし、不落札により再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札には参加させないものとする。  
なお、再度入札において前回の最低入札価格以上の入札金額を記載した者は、失格とし、不落札によりさらに再度入札を行う場合にあっては、当該再度入札に参加させない。
  - (6) 天災その他の理由により一般競争入札を行うことができないと認めるときは、当該入札を延期し、又は中止することができる。
  - (7) 入札保証金及び契約保証金は、次のとおりとする。
    - ア 入札保証金

入札に参加する者は、入札保証金として入札見積金額の 100 分の 5 以上の金額を入札書に添えて提出しなければならない。この場合において、会計規則第 124 条において準用する会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって入札保証金の提供に代えることができる。

なお、次のいずれかに該当する場合には、会計規則第 123 条第 2 項の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(ア) 保険会社との間で鳥取県を被保険者とする入札保証保険契約を締結したとき。

(イ) 鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱(昭和 40 年 1 月 30 日発出第 36 号)第 5 条第 1 項に規定する競争入札参加資格者名簿に登録された事業者であって、試行実施要綱第 4 条第 1 項による届出を行い受理され、落札後契約を締結しないおそれがないと認められるとき。

#### イ 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第 113 条に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第 112 条第 2 項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

### 3 入札手続その他の発注業務に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、インターネットの県のホームページ(<http://www.pref.tottori.lg.jp/dd.aspx?menuid=3697>) (以下「県HP」という。)に掲載することにより行う。

(2) 入札書の様式は、常時県HPに掲載するとともに、調達公告の日から入札の日までの間の各日(鳥取県の休日を定める条例(平成元年鳥取県条例第 5 号)に規定する鳥取県の休日(以下「休日」という。)を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。

(3) 発注業務に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前 9 時から午後 4 時までの間、調達公告で定める場所に備え付けて閲覧に供する。

(4) 発注業務の内容に関する説明会等は、原則として行わない。

### 4 入札参加に必要な書類等に関する問合せ先は次のとおり。

(1) 競争入札参加資格審査の申請書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県総務部庶務集中局集中業務課物品調達担当

電話 0857-26-7425、7431、7824 又は 7433

(2) 届出に必要な書類に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目 220

鳥取県農林水産部林政課森林企画担当

電話 0857-26-7299 又は 7254

---

## 鳥取県告示第 329 号

県が発注する建設業法(昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。)第 2 条第 1 項に規定する建設工事(以下「建設工事」という。)の制限付一般競争入札を、当該入札に参加する者(以下「入札参加者」という。)を公募する方法により行う場合には、鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則(平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。)、鳥取県会計規則(昭和 39 年鳥取県規則第 11 号)、鳥取県建設工事等電子入札執行要領(平成 17 年 5 月 16 日付第 200500002083 号鳥取県県土整備部長通知)、鳥取県建設工事等紙入札執行要領(平成 11 年 7 月 9 日付管第 223 号鳥取県土木部長通知)及び当該入札に係る調達公告(当該入札ごとに別に行う公告をいう。以下同じ。)によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年鳥取県告示第 768 号(建設工事の制限付一般競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について)は、平成 20 年 4 月 29 日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その制限付一般競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。



平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
  - (3) 平成 18 年鳥取県告示第 432 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）、又は平成 19 年鳥取県告示第 786 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
  - (4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
  - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成 19 年 8 月 2 日付第 200700072739 号県土整備部長通知）第 10 条に基づく資格保留の期間が、当該入札の開札日から落札決定日までの期間に含まれていないこと。
  - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者にあつては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第 27 条の 23 第 1 項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、開札日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
  - (7) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
    - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の 2 分の 1 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 2 分の 1 を超える出資をしていること。
    - イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者又は当該受託者の代表権を有する役員であること。
  - (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であつて、開札日の 3 月以上前から継続しているものをいう。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。以下同じ。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。
  - (9) 継続雇用者のうちに、発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。
  - (10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成 14 年 5 月 22 日付管第 471 号県土整備部長通知）別表に定める特定資格（以下「特定資格」という。）を有する者であったときのもの）に限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。）があることを入札参加者の条件とする場合にあっては、当該施工管理実績を有していること。
  - (11) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件とする場合にあっては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を

具備すること。

ア 自主的に結成されたものであること。

イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。

ウ 共同施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。）

の共同企業体にあつては、出資比率の最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれか）

が代表者となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。

エ 分担施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企

業体にあつては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれ

か）が代表者となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体につ

いても連帯して責任を負うこと。

オ 分担施工方式の共同企業体にあつては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散

をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。

2 入札参加者は、次に定めるところにより入札参加書類を作成し、入札書及び工事費内訳書と併せて提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、各構成員が作成し、代表者が一括して提出するものとする。

(1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A 列 4 番横書きで作成すること。ただし、電子入札（入札規則第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、入札参加書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に 3 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの）に定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報 HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。

ア 制限付一般競争入札参加申込書（様式第 1 号）

イ 県外に本店を有する者にあつては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値（法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。）の通知書の写し（対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度（以下「前々年度」という。）の 10 月 1 日からその翌年度（以下「前年度」という。）の 9 月 30 日まで（前年度の 10 月 1 日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者（前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。）については、前年度の 10 月 1 日から前年度の 12 月 31 日まで）の間とする。ただし、前々年度の 10 月 1 日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日）とする。）

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

(2) 入札参加書類並びに入札書及び工事費内訳書（以下これらを「提出書類」という。）は、調達公告で定められた提出期間内の各日（鳥取県の休日（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該提出書類に記載すべき事項を電子入

札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、3の(4)に定めるところにより行うものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、提出期限までに到着したものに限り受け付ける。

(3) 提出書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する入札参加者の負担とし、提出された提出書類は、返却しない。

(4) 提出された提出書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、入札参加者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。

3 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

(1) 入札参加者は、第 1 回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあつては、所定の提出期間の末日までに、工事費内訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあつては、(3)によるものとする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。

イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあつては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記録された金額に当該金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 1 に掲げる入札参加資格の審査は、開札の結果、落札予定者（最低制限価格を設定している建設工事について予定価格の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格を提示した者のうち最低の価格を提示したもの、総合評価入札方式を行った建設工事について総合評価の点数が最も高い者又はその他の入札案件について予定価格の範囲内で最低の価格を提示した者をいう。）となった者に対して行う。この場合において、当該落札予定者が 2 の(2)又は 3 の(2)に規定する持参すべき書類がある場合は、入札執行者の求めに応じて速やかに提出するものとする。

(4) 落札者は、落札予定者で 1 に掲げる条件を満たすことが確認された者とする。ただし、調査基準価格（入札規則第 30 条第 1 項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(5) 落札者が契約締結の日までに資格（指名）停止措置を受けた場合は、その者を失格とし予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を改めて落札者に決定する。

(6) 最低価格を提示した者（総合評価入札方式を行った建設工事については、総合評価の点数が最も高い者）であつて、1 に掲げる条件を具備しないとされた者については、その旨及び条件を具備しないとされた理由（以下「資格不備理由」という。）を入札情報 HP に入札結果とともに掲載する。

(7) (3)による審査対象となったが、1 に掲げる条件を具備しない者として失格となった者は、書面により

失格の理由について発注機関に説明を求めることができる。

- (8) 発注機関は、(7)により説明を求められたときは、当該説明を求められた日から6日(休日を除く。)以内に書面により回答するものとする。
- (9) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者(共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。)の継続雇用者であって特定資格を有する者(以下「追加技術者」という。)を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。
- この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書(次に掲げる条件を満たすものに限る。)を期限(紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前12時)までに提出できない者は失格とする。
- ア 資格者証等が添付されているものであること。
- イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。
- ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。
- (10) 落札者は、配置技術者及び追加技術者(必要とされる場合に限る。)を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。
- (11) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。
- (12) 開札前に天災その他やむを得ない事由が生じたとき、又は入札に関し不正の行為があり、若しくは競争の意思がないと認めるときは、入札の執行を中止し、又は取りやめることがある。
- (13) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号)等に抵触する行為を行ってはならない。
- (14) 当該入札の前に当該入札に関し鳥取県談合情報マニュアルに定める談合情報があった場合は、同マニュアル第2の2の(3)に基づき条件付入札を行う。
- (15) 調査基準価格を設定している場合、調査基準価格を下回る価格で入札した者については、入札終了後、発注者の求めに応じ、事後の事情聴取及び調査に協力すること。
- (16) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日(議決を要する工事にあつては、議決の日の翌日)までの間に資格(指名)停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。
- (17) 入札に参加する者に必要な資格を有しない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

#### 4 落札決定後の手続

- (1) 入札終了後、落札者(免税業者に限る。)は、免税業者であることを明記した届出書を提出すること。
- (2) 請負代金の額が100万円以上の工事については、鳥取県建設工事執行規則(昭和48年鳥取県規則第66号)第8条の規定による契約保証金として請負代金の額の10分の1以上の額を保証する次のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、当該契約保証金を請負代金の額の10分の3以上の額とする。
- ア 契約保証金の納付
- イ 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供
- ウ 金融機関(出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関する法律(昭和29年法律第195号)第3条に規定する金融機関をいう。)又は保証事業会社(公共工事の前払金保証事業に関する法律(昭和27年法律第184号)第2条第4項に規定する保証事業会社をいう。以下同じ。)の保証
- エ 公共工事履行保証証券による保証
- オ 履行保証保険契約の締結

(3) 鳥取県建設工事執行規則第 60 条第 1 項の規定による前金払については、請負代金額 100 万円以上の工事について、請負代金額の 10 分の 4 (入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると発注者が認めた場合には、10 分の 2) の範囲内において前金払をする。ただし、施工時期選択制度による工事の前金の支払は、着工日以降とする。

また、前金払の額を請負代金の 10 分の 2 にすることに伴う一般管理費等の率の補正を理由とした変更契約は、認めないものとする。

(4) 落札者は、契約時に中間前金払又は部分払を選択しなければならない。ただし、入札価格によっては当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあるとして発注者が認めた場合には、中間前金払は選択できないものとする。

(5) 落札者が(4)により中間前金払を選択し、保証事業会社と中間前金払に関し工期を保証期間とする保証契約を締結した場合は、(3)により既に支払った前払金に追加して、請負代金額の 10 分の 2 の範囲内において前金払をする。

(6) 落札者が(4)により部分払を選択した場合の部分払の回数については、鳥取県建設工事執行規則第 65 条第 4 項の規定による。ただし、(3)及び(4)については、支払年度が指定されている場合においては、別途指定された年度によるものとする。

(7) 施工時期選択制度対象工事の場合、落札者は開札日の翌日から起算して 3 日を経過する日(その日が閉庁日の場合は、その翌日とする。)までに、施工時期承認申請をし、発注者の承認を受けなければならない。

#### 5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

なお、入札閲覧設計書に関する質問及び回答は、電子入札システムの所定の画面(「入札閲覧設計書」に対する質問内容及び回答内容)において閲覧できる。

#### 6 入札の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。

(1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報 HP に掲載することにより行う。

(2) 入札参加書類の様式は、調達公告の日から入札参加書類の提出期間の末日までの間の各日に、入札情報 HP に掲載するとともに、当該各日(休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間、調達公告で定める場所希望者に交付する。

(3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から開札の日までの間の各日(休日を除く。)の午前 9 時から午後 5 時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。

(4) 発注工事に関する図書の複写物は、開札日の 3 日(休日を除く。)前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。

(5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

#### 様式第 1 号

#### 制限付一般競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の制限付一般競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

工事名：

許可番号 国土交通大臣・ 知事 許可( ) 第 号

住 所

商号又は名称  
 代 表 者 \_\_\_\_\_ 印  
 担当者  
 連絡先（電話番号） ( ) - ( ) \_\_\_\_\_

## 1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない
2	資格（指名）停止措置	該当あり（ 年 月 日まで）・該当なし
3	本工事の設計業者との関係	有・無
4	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名	
5	建設業許可の営業所の 経營業務管理責任者の氏名	

## 2. 会社実績

番号	項目	会社実績 1	会社実績 2
1	実績工事名		
2	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 ( ) その他（契約書等） ( )	CORINS 登録番号 ( ) その他（契約書等） ( )

## 3. 技術者要件（配置予定技術者）

番号	項目	技術者 1	技術者 2
1	配置予定技術者の氏名		
2	継続雇用期間	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格に係る資格者証	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )
4	監理技術者資格者証	建設業の種類 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )	建設業の種類 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )
5	配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等	工事名 ----- 工 期 ----- 従事役職	
6	実績工事名		

7	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 ( ) その他 (契約書等) ( )	CORINS 登録番号 ( ) その他 (契約書等) ( )
8	実績工事従事役職		

### 鳥取県告示第 330 号

県が発注する建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定する建設工事（以下「建設工事」という。）の指名競争入札を、当該入札に参加する者（以下「入札参加者」という。）を公募する方法により行う場合には、当該入札ごとに別に行う公告（以下「調達公告」という。）によるほか、次に定めるところによる。

平成 19 年鳥取県告示第 769 号（建設工事の指名競争入札に参加する者の公募に係る一般的事項等について）は、平成 20 年 4 月 29 日限り廃止する。ただし、同日以前に調達公告を行った建設工事で、その指名競争入札の執行を完了していないものについては、その執行を完了するまでの間、なおその効力を有する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 入札参加者は、次に掲げる条件を具備していなければならない。
  - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
  - (2) 法第 3 条第 6 項に規定する一般建設業の許可又は特定建設業の許可のうち、調達公告で指定するものを受けていること。
  - (3) 平成 18 年鳥取県告示第 432 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）、又は平成 19 年鳥取県告示第 786 号（建設工事の一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格等について）に基づく入札参加資格（以下「入札参加資格」という。）のうち、調達公告で指定する建設工事の種別（以下「発注工種」という。）に係るもの（当該発注工種が格付工種（発注工種のうち格付を行うものをいう。）である場合にあっては、調達公告で指定する格付の等級に係るものに限る。）を有すること。
  - (4) 鳥取県知事から資格（指名）停止措置（不正又は不当な行為を行った入札参加資格を有する者を、一定の期間、入札に参加させないこととする措置をいう。以下同じ。）を受けた期間が、応募書類（当該入札への参加を希望する者（以下「参加希望者」という。）が指名を受けるためにあらかじめ提出すべきものとして、調達公告に定める書類をいう。以下同じ。）を提出する期間として調達公告に定める期間（以下「応募期間」という。）の末日から当該入札の開札日までの期間に含まれていないこと。
  - (5) 鳥取県低価格落札者経営診断指導要領（平成 19 年 8 月 2 日付第 200700072739 号県土整備部長通知）第 10 条に基づく資格保留の期間が、応募期間の末日から当該入札の指名通知の日までの期間に含まれていないこと。
  - (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者（以下「更生手続開始者」という。）にあっては、当該申立てが行われた日以後の日を審査基準日とする経営事項審査（法第 27 条の 23 第 1 項の審査をいう。以下同じ。）を受け、その結果に基づき、応募期間の末日までに改めて入札参加資格を付与されていること。
  - (7) 当該入札に係る工事（以下「発注工事」という。）の設計業務の受託者（調達公告で指定する者とする。）と次のいずれかの関係にある者でないこと。
    - ア 入札参加者が当該受託者の発行済株式総数の 2 分の 1 を超える株式を保有し、又はその出資の総額の 2 分の 1 を超える出資をしていること。
    - イ 入札参加者の代表権を有する役員（入札参加者が個人である場合にあっては、当該個人）が当該受託者

又は当該受託者の代表権を有する役員であること。

- (8) 入札参加者と直接的かつ継続的な雇用関係（第三者の介入する余地のない雇用に関する一定の権利義務関係であって、応募期間の末日の 3 月以上前から継続しているものをいう。以下同じ。）にある者（入札参加者自身及びその役員を含む。以下「継続雇用者」という。）のうちに、発注工事の主任技術者又は監理技術者としてその施工期間中配置することができる技術者（調達公告で定める資格を有する者に限る。以下「配置技術者」という。）を有していること。
- (9) 継続雇用者のうちに、発注工事の現場代理人としてその施工期間中配置することができる者を有していること。
- (10) 配置技術者に同種工事を元請として施工した者の主任技術者、監理技術者又は現場代理人（以下「技術者等」という。）として当該同種工事を施工管理した実績（現場代理人として従事した実績を認める場合については、その施工当時に鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領（平成 14 年 5 月 22 日付管第 471 号県土整備部長通知）別表に定める特定資格（以下「特定資格」という。）を有する者であったときのもの）に限り、共同企業体の構成員の技術者等として施工管理した実績については、出資比率が調達公告で定める割合以上の構成員の技術者等としてのものに限る。以下「施工管理実績」という。）があることを入札参加者の条件とする場合にあつては、当該施工管理実績を有していること。
- (11) 特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）として入札に参加することを条件とする場合にあつては、その構成員が(1)から(10)までの条件を具備するとともに、当該共同企業体が次に掲げる条件を具備すること。
- ア 自主的に結成されたものであること。
- イ 各構成員が、当該入札に参加する他の共同企業体の構成員になっていないこと。
- ウ 共同施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めず、共同して施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあつては、出資比率の最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれかが代表構成員となり、各構成員は、発注工事全体について連帯して責任を負うこと。
- エ 分担施工方式（一の工事について、各構成員の分担を定めて施工する方式をいう。以下同じ。）の共同企業体にあつては、分担工事に係る工事費が最も大きい構成員（当該構成員が複数あるときは、そのいずれかが代表構成員となり、各構成員は、それぞれの分担工事について責任を負うとともに、発注工事全体についても連帯して責任を負うこと。
- オ 分担施工方式の共同企業体にあつては、構成員のいずれかが発注工事の施工中に破産手続開始又は解散をしたときは、当該共同企業体は解散するものとされていること。
- 2 入札参加者は、次に定めるところにより応募書類を作成し、提出しなければならない。この場合において、共同企業体として入札に参加しようとするときは、その代表構成員が各構成員に係るものも一括して提出するものとする。
- (1) 入札参加書類は、次に掲げる書類とし、それぞれに定めるところにより日本工業規格 A 列 4 番横書きで作成すること。ただし、電子入札（鳥取県建設工事等の入札制度に関する規則（平成 19 年鳥取県規則第 76 号。以下「入札規則」という。）第 19 条第 6 号に規定する電子入札をいう。以下同じ。）の場合にあつては、応募書類（添付すべき書類を含み、持参すべき書類（当該書類に記載すべき事項を電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）に記録するためには記録媒体に 3 メガバイトを超える容量が必要となるもの、正常に機能しないおそれのある記録媒体等に記録されているもの及びウに定める添付書類その他調達公告で指定するものをいう。以下同じ。）を除く。）の作成に代えて、インターネットの県のホームページ（<http://nyusatsu.pref.tottori.jp>）（以下「入札情報 HP」という。）の電子入札システムに係る所定の画面（以下「電子入札画面」という。）に記載すべき事項を入力するものとする。
- ア 限定公募型指名競争入札参加申込書（様式第 1 号）
- イ 県外に本店を有する者にあつては、経営事項審査の区分に係る発注工事の総合評定値（法第 27 条の 29 第 1 項に規定する総合評定値をいう。）の通知書の写し（対象となる経営事項審査の審査基準日の対象期間



は、調達公告の公告日の属する年度の前々年度（以下「前々年度」という。）の 10 月 1 日からその翌年度（以下「前年度」という。）の 9 月 30 日まで（前年度の 10 月 1 日以降に合併、分割、営業の譲渡等を行った建設業者（前々年度の 10 月 1 日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査を受審していない者に限る。）については、前年度の 10 月 1 日から前年度の 12 月 31 日まで）の間とする。ただし、前々年度の 10 月 1 日以降に会社更生法による更生手続開始の決定又は民事再生法による再生手続開始の決定が行われた建設業者については、当該更生手続開始の日又は当該再生手続開始の日（その日から前年度の 9 月 30 日までの間のいずれかの日を審査基準日とする経営事項審査も受審している者については、当該審査基準日）とする。）

ウ 当該入札に共同企業体として参加する場合、当該共同企業体の協定書の副本並びにその各構成員が発注工事の入札及び請負代金の請求等に関する事務を代表構成員に委任することを証する委任状

エ その他調達公告に定める書類

- (2) 応募書類は、応募期間内の各日（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第 5 号）第 1 条第 1 項に規定する県の休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前 9 時から午後 5 時 30 分までの間に、調達公告で定める部数を調達公告で定める場所に持参、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成 14 年法律第 99 号）第 2 条第 6 項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第 9 項に規定する特定信書便事業者による同条第 2 項に規定する信書便（以下「信書便」という。）による送達により提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、その持参、郵送又は信書便による送達に代えて、当該応募書類に記載すべき事項を電子入札画面に入力し、送信するものとする。この場合において、持参すべき書類があるときは、応募書類のすべてを持参するものとする。

なお、郵送又は信書便による送達による場合は、書留郵便又は信書便の役務のうち書留郵便に準ずるものによることとし、応募期間の末日の午後 4 時までまでに到着したものに限り受け付ける。

- (3) 応募書類の作成及び提出に要する費用は、これを提出する者（以下「応募者」という。）の負担とし、提出された応募書類は、返却しない。
- (4) 提出された応募書類は、鳥取県情報公開条例（平成 12 年鳥取県条例第 2 号）第 10 条第 1 項に規定する非開示情報に係る部分を除き、同条例の規定による公文書の開示の対象とするが、応募者に無断で当該入札以外の用途に使用することはない。
- 3 入札参加者の選定の手続は、次に定めるところによる。
- (1) 入札参加者は、1 に掲げる条件を具備する応募者の中から選定し、指名する。当該入札の期日、場所等は、当該指名の際に通知する。
- (2) 指名業者選定時において、鳥取県知事から鳥取県低価格落札者経営診断指導要領第 9 条に基づく資格保留の措置を受けている者は指名しないものとする。
- (3) 当該指名を受けられなかった応募者については、その旨及び指名しなかった理由（以下「非指名理由」という。）を入札情報 HP に掲載する。
- (4) 指名を受けられなかった応募者は、(3) の掲載の日から 4 日（休日を除く。）以内に、書面（電子入札の場合にあっては、電子入札画面にその旨を入力し、及び送信すること。以下同じ。）により非指名理由について発注機関（発注工事の請負契約（以下「本件契約」という。）を締結する権限を有する県の機関をいう。以下同じ。）に説明を求めることができる。
- (5) 発注機関は、(4) により説明を求められたときは、当該説明を求めることができる期間の末日から 6 日（休日を除く。）以内に書面により回答するものとする。
- (6) 予定価格を入札の執行前に公表している建設工事を指名競争入札に付す場合において、1 に掲げる条件を具備する応募者が 1 者のみのときは、当該入札を中止する。

4 当該入札は、次に定めるところに従って行う。

- (1) 入札参加者は、第 1 回目の入札書に記載する入札価格の積算の根拠となる工事費内訳書（別に定めるところに従って作成されたものに限る。以下同じ。）を当該入札の会場に持参し、入札の執行者が求めたときは、直ちにこれを提出すること。ただし、電子入札の場合にあっては、所定の入札期間の末日までに、工事費内

訳書に記載すべき事項の電子入札画面への入力及び送信（当該工事費内訳書が持参すべき書類に該当する場合にあっては、調達公告で定める場所への持参とする。以下「内訳書の送信」という。）を必ず行っておくこと。

なお、工事費内訳書については、次に掲げる事項に留意すること。

ア 電子入札の場合において、内訳書の送信を行っていない者のした入札は、無効とする。

イ 提出した工事費内訳書の内容（内訳書の送信を行った場合にあっては、当該送信の内容）に重大かつ明白な不備がある者又は紙入札（電子入札以外の入札をいう。）の場合において入札の執行者の求めに応じてその場で工事費内訳書を提出しない者は、失格とする。

ウ 工事費内訳書は、契約上の権利義務を生じるものではない。

エ 提出された工事費内訳書は、返却しない。

(2) 落札者は、発注工事の予定価格の範囲内において最低の価格（最低制限価格を設定する場合にあっては、当該価格以上のものに限る。）をもって有効な入札をした者（失格とされた者を除く。以下同じ。）とする。ただし、調査基準価格（入札規則第 30 条第 1 項に規定する調査基準価格をいう。以下同じ。）を設定する場合において、その者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき又はその者と本件契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあると認められるときは、当該予定価格の範囲内の価格をもって入札をした他の者のうち、最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。

(3) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県建設工事執行規則（昭和 48 年鳥取県規則第 66 号）第 8 条の規定による契約保証金を請負代金の額の 10 分の 3 以上の額とするとともに、同規則第 60 条第 1 項の規定による前金払の額を請負代金の 10 分の 2 以下の額とする。

(4) 落札者の入札価格によっては本件契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるときは、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定めるところにより、配置技術者に加え、当該落札者（共同施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、当該共同企業体の構成員のいずれかとし、分担施工方式の共同企業体として落札した場合にあっては、構成員全員とする。）の継続雇用者であって特定資格を有する者（以下「追加技術者」という。）を発注工事にその施工期間中専任で配置することを求める。

この場合において、鳥取県低価格落札工事配置技術者増員制度実施要領に定める追加技術者調書（次に掲げる条件を満たすものに限る。）を期限（紙入札の場合にあっては開札時、電子入札の場合にあっては開札日の翌日の午前 12 時）までに提出できない者は失格とする。

ア 資格者証等が添付されているものであること。

イ 当該追加技術者調書に重大かつ明白な不備があるものでないこと。

ウ 追加技術者は、開札時において他の工事の工事現場に専任しているものでないこと。

(5) 落札者は、配置技術者及び追加技術者を発注工事にその施工期間中専任で配置しなければならない。ただし、配置技術者を専任で配置することが入札参加者の条件とされていないときは、配置技術者については発注工事に専任としなくてもよい。

(6) 落札者が発注工事に関し共同企業体を結成している場合において、当該共同企業体が解散したときは、当該入札に係る契約は、解除する。

(7) 事前に配置予定技術者の提出を求めない入札においては、入札時において入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にある者を工事現場に主任技術者又は監理技術者として配置し、契約時において、当該雇用関係を証明する書類を提出すること。

(8) 本件工事において落札決定をされた者であっても、契約日（議決を要する工事にあっては、議決の日の翌日）までの間に資格（指名）停止措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。

## 5 入札閲覧設計書に関する質問

入札閲覧設計書に関する質問は、あらかじめ調達公告で定める期限までに提出することとし、期限を過ぎた

質問は受け付けない。質問に対する回答は、あらかじめ調達公告で定める期限までに回答する。

- 6 応募の手続その他の発注工事に関する情報は、次に定めるところにより提供する。
- (1) 調達公告は、発注機関の掲示板に掲示するとともに、入札情報HPに掲載することにより行う。
  - (2) 応募書類の様式は、調達公告の日から応募期間の末日までの間の各日に、入札情報HPに掲載するとともに、当該各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所で希望者に交付する。
  - (3) 発注工事に関する図書は、調達公告の日から入札の日までの間の各日（休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、調達公告で定める場所に備え置いて閲覧に供する。
  - (4) 発注工事に関する図書の複写物は、入札日の3日（休日を除く。）前までに、発注機関が指定する業者に申し込むことにより購入することができる。
  - (5) 発注工事の内容に関する説明会等は、原則として開催しない。

### 様式第1号

#### 限定公募型指名競争入札参加申込書

提出日 平成 年 月 日

以下の工事の限定公募型指名競争入札への参加を希望しますので、その資格の審査について、関係書類を添えて、以下のとおり申請します。

なお、この申請書及び添付書類の内容については、事実と相違ないことを誓約します。

#### 工事名：

許可番号 国土交通大臣・知事 許可（ - ）第 号  
 住 所  
 商号又は名称  
 代 表 者 印  
 担当者  
 連絡先（電話番号）（ ） - （ ）

#### 1. 基本事項

番号	確認事項	回答欄	
1	自治法施行令第167条の4	該当する・該当しない	
2	本工事の設計業者との関係	有・無	
3	建設業許可の営業所の 専任技術者の氏名		
4	建設業許可の営業所の 経營業務管理責任者の氏名		

#### 2. 会社実績

番号	項目	番号	会社実績1	会社実績2
1	実績工事名			

2	実績工事内容証明書	CORINS 登録番号 ( )	CORINS 登録番号 ( )
		その他 (契約書等) ( )	その他 (契約書等) ( )

## 3. 技術者要件 (配置予定技術者)

番号	項目		技術者 1	技術者 2
	番号			
1	配置予定技術者の氏名			
2	継続雇用期間		年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)	年 月 (昭和・平成 年 月 日採用)
3	調達公告で定める資格に係る資格者証		名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )	名称 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )
4	監理技術者資格者証		建設業の種類 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )	建設業の種類 ( ) 昭和・平成 年 月 日交付 交付番号 ( )
5	配置予定技術者の申請時における他工事の従事状況等	工事名		
		工期		
		従事役職		
6	実績工事名			
7	実績工事内容証明書		CORINS 登録番号 ( ) その他 (契約書等) ( )	CORINS 登録番号 ( ) その他 (契約書等) ( )
8	実績工事従事役職			

## 鳥取県告示第 331 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 16 項の規定に基づき、次のとおり気高町土地改良区から役員が就任した旨の届出があったので、同条第 17 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県東部総合事務所長 瀧 山 親 則

就任した役員の氏名及び住所

監 事 久 野 忠 昭 鳥取市気高町郡家207

平成20年4月1日就任 任期2年

## 鳥取県告示第 332 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 3 項の規定に基づき、湯梨浜町が行う土地改良事業に係る石脇地区の換地処分をした旨の届出があったので、同法第 96 条の 4 において準用する同法第 54 条第 4 項の規定により告示する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県中部総合事務所長 岡 崎 功

## 公 告

警備業法の一部を改正する法律（平成 16 年法律第 50 号）附則第 5 条に規定する審査のうち、警備員等の検定等に関する規則（平成 17 年国家公安委員会規則第 20 号。以下「検定規則」という。）附則第 7 条第 1 項の規定による検定合格者審査（以下「審査」という。）を次のとおり実施する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県公安委員会委員長 渡 部 容 子

- 1 審査に係る警備業務の種別及び級
  - (1) 空港保安警備業務 1 級及び 2 級
  - (2) 施設警備業務 1 級及び 2 級
  - (3) 交通誘導警備業務 1 級及び 2 級
  - (4) 貴重品運搬警備業務 1 級及び 2 級
- 2 実施期日
  - (1) 平成 20 年 7 月 12 日（土）
  - (2) 時間 午前 9 時から正午まで
- 3 実施場所  
鳥取市東町一丁目 271 鳥取県警察本部庁舎 5 階大会議室
- 4 審査の方法  
審査を受けようとする種別の警備業務に関する知識及び能力に係る学科試験及び実技試験とする。この場合において、学科試験は実技試験の前に行い、学科試験に合格しなかった者に対しては、実技試験を行わない。
- 5 審査定員
  - (1) 各警備業務に係る 1 級にあつては、それぞれ 5 名程度
  - (2) 各警備業務に係る 2 級にあつては、それぞれ 10 名程度
- 6 審査の対象者  
次に掲げる区分に応じ、それぞれに定める者とする。ただし、検定規則附則第 7 条第 2 項の規定により、学科試験及び実技試験の全部を免除される者を除く。
  - (1) 空港保安警備業務（1 級）  
検定規則附則第 3 条の規定による廃止前の警備員等の検定に関する規則（昭和 61 年国家公安委員会規則第 5 号。以下「旧規則」という。）第 1 条第 1 項に規定する検定（以下「旧検定」という。）の空港保安警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (2) 施設警備業務（1 級）  
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (3) 交通誘導警備業務（1 級）  
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (4) 貴重品運搬警備業務（1 級）  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級に合格した者
  - (5) 空港保安警備業務（2 級）  
旧検定の空港保安警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者

- (6) 施設警備業務 (2 級)  
旧検定の常駐警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (7) 交通誘導警備業務 (2 級)  
旧検定の交通誘導警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- (8) 貴重品運搬警備業務 (2 級)  
旧検定の貴重品運搬警備業務に係る 1 級又は 2 級に合格した者
- 7 審査申請の受付期間  
平成 20 年 5 月 19 日 (月) から同月 23 日 (金) までの午前 8 時 30 分から午後 5 時 30 分まで
- 8 審査申請書の提出先  
次の警察署に提出すること (持参以外の方法による審査申請書の提出は、認めない。)  
なお、審査申請の受付は、先着順とし、審査定員に達した場合は受付期間の途中であっても締め切る。
- (1) 県内に住所を有する者にあつては、住所地を管轄する警察署
- (2) 県外に住所を有する警備員でその者が属する営業所が県内にあるものにあつては、当該営業所の所在地を管轄する警察署
- 9 審査申請書の提出部数等  
審査申請書は 1 通とし、次に掲げる書類を添付すること。
- (1) 写真 (申請前 6 月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦 3 センチメートル、横 2.4 センチメートルの大きさで、その裏面に氏名及び撮影年月日を記入したもの。) 1 葉
- (2) 旧規則第 8 条の規定により交付された合格証 (以下「旧合格証」という。) の写し
- (3) 他の都道府県公安委員会から旧合格証の交付を受けている者で、県内に住所を有するもの又はその者が警備員である場合においてその者の属する営業所が県内にあるものにあつては、住所地を疎明する書面又は当該営業所に属することを疎明する書面
- 10 審査手数料及び納付方法  
審査手数料は、4,700 円とし、その金額に相当する鳥取県収入証紙を警備業関係手数料納付書の所定欄にはり付けて納付すること。この場合、消印をしないこと。
- 11 その他
- (1) 審査を受ける者は、筆記用具及び旧合格証を持参すること。
- (2) この審査についての問合せは、各警察署又は鳥取県警察本部生活安全部生活安全企画課 (電話 0857-23-0110) にすること。

## 調 達 公 告

一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 (平成 7 年政令第 372 号) 第 11 条の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 20 年 4 月 30 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- |                   |  |          |
|-------------------|--|----------|
| 1 調 達 件 名 及 び 数 量 | 自動車保管場所現地調査及び自動車保管場所のデータ入力業務                 | 38,000 件 |
| 2 契 約 方 式         | 一般競争入札                                       |          |
| 3 落 札 日           | 平成 20 年 3 月 17 日                             |          |
| 4 落札者の名称及び所在地     | 財団法人鳥取県交通安全協会<br>鳥取市東町一丁目 220                |          |
| 5 落 札 金 額         | 現地調査及びデータ入力業務 1 件につき 1,016.1 円 (消費税及び地方消費税の額 |          |

を含まない。)

- |                        |                              |
|------------------------|------------------------------|
| 6 入 札 公 告 日            | 平成20年2月5日                    |
| 7 落 札 方 式              | 最低価格落札方式                     |
| 8 契約事務担当部局の名称<br>及び所在地 | 鳥取県警察本部警務部会計課<br>鳥取市東町一丁目271 |